

Press Release

平成 24 年 5 月 16 日
日本公認会計士協会

年金資産の消失事案を受けての 監査及び会計の専門家としての提言

日本公認会計士協会では、最近の新聞等で報道されている投資顧問会社と投資一任契約を結んだ年金基金に関する年金資産の消失事案を契機として、監査及び会計の専門家として、監査業務等を通じて再発防止に寄与できるような方策について、以下の提言を行うこととした。

- 提言 1 年金基金の財務諸表（年金経理及び業務経理）の会計監査の活用
- 提言 2 私募ファンドの監査又は監査報告書の確認
- 提言 3 投資一任先の会計監査の実施
- 提言 4 年金資産の運用に係る検証及び内部統制報告の利用

●年金基金数

平成 24 年 4 月 1 日現在

厚生年金基金			確定給付企業年金		
単独・連合型	総合型	合計	基金型	規約型	合計
83	494	577	609	14,380	14,989
(70)	(494)	(564)			

() は代行返上をまだ予定していない数

(企業年金連合会資料から)

●加入者等

平成 23 年 3 月末現在

厚生年金基金		確定給付企業年金	
加入者	加入事業所	加入者	企業年金数
443 万人	11.3 万	727 万人	10,050 件

(企業年金連合会資料から)

上記のほか、年金基金の形態をとる国民年金基金がある（平成23年3月31日現在）。

基金数 72（地域型47、職能型25）

現存加入員数 55万人（累積加入員 約152万人）

(国民年金基金連合会資料から)

法人格のある年金基金には、厚生年金基金、確定給付企業年金（基金型）及び国民年金基金があるが、公認会計士等による会計監査は実施されていない。

年金資産を取り巻く様々な財務報告（決算報告）は、透明性をもって信頼がおけるものとする必要がある。本件事案の再発防止に資するためには、関係法令の整備が必

要な局面もあるが、まずは、年金基金の理事等関係者が、年金資産の運用先にどのような監査や検証が実施されているかを理解することが先決である。その上で、今後必要な法整備が行われるとともに、種々の局面で公認会計士等の監査又は検証業務を活用されることを強く提案する。

それはまた、企業年金関係者の受託者責任の遂行と加入者等の保護にも資するものとする。

提言 1 年金基金の財務諸表(年金経理及び業務経理)の会計監査の活用

年金基金の理事等が、年金資産の運用や基金運営の結果についての説明責任を果たすために、決算報告書(年金経理及び業務経理)について、公認会計士等による会計監査を活用することが有効である。これにより、開示情報の信頼性の確保が図られ、加入者等の保護にも資すると考える。

提言 2 私募ファンドの監査又は監査報告書の確認

年金資産の運用先の私募ファンドについては、公認会計士等の監査報告書の有無を確認し、監査されていない場合には任意監査を求めることが必要と考える。ただし、開示制度等が整備されていない諸外国の任意監査に関しては、利用者への開示方法について注意が払われる必要がある。

提言 3 投資一任先の会計監査の実施

投資顧問会社の財務諸表には、投資一任された年金資産は計上されていない(年金特金契約で信託銀行の信託勘定にある。)が、投資顧問会社の財務諸表に公認会計士等の監査証明が付されていれば、運用業務の報告に対しての信頼性が高まるものとする。

提言 4 年金資産の運用に係る検証及び内部統制報告の利用

投資顧問会社が、運用パフォーマンスについて、グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS基準)に準拠した表明を行い、それについて公認会計士等の検証を受けているかどうかを確認することが有効である。

投資顧問会社が、資産運用業務について、公認会計士等による保証報告書(SSAE16(旧称SAS70)等)を受領しているかどうかを確認することを年金基金の委託先会社の管理の指針とすることも有効である。

以上